

居宅介護支援事業運営規程

たじま医療生活協同組合 居宅介護支援事業所えがお

(事業の目的)

第1条 たじま医療生活協同組合が開設する居宅介護支援事業所えがお（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、その心身の状況に応じて適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所えがお
- (2) 所在地 兵庫県豊岡市江本 396-1 101

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員常勤兼務）

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 2名以上

厚生労働大臣の定めるところによる人員に関する基準による介護支援専門員を配置する。介護支援専門員の業務内容は、面接相談、居宅サービス計画の作成、サービス実施状況の把握・評価、関係事業所等の連絡調整、その他の便宜の調整等、指定居宅介護支援の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～金曜日までとする。

但し、祝日及び盆休み（法人が定める日にちとする）、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 月曜日～金曜日 8時45分～17時30分

(3) 連絡体制 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び評価方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び評価方法は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたって、介護支援専門員は利用者の居宅、利用者が利用する医療機関及びサービス事業所にて相談を受ける。
- (2) 介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、その内容について利用者に同意を得たうえで、当該居宅サービス計画を利用者及び主治医・関連サービス事業所等に交付する。
- (3) 介護支援専門員は居宅サービス計画書の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握にあたっては特段の事情がない限り、1ヶ月に1回以上、利用者の居宅を訪問し利用者に面接する。また、実施状況の把握・サービス事業所の意見を聞き記録する。
- (4) 要介護更新認定、要介護区分変更認定等を受けた場合においては、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の変更の必要性等について、各担当者の専門的見地からの意見を求める。
- (5) 指定居宅介護支援事業者及びその管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置づける旨の指示を行わない。
- (6) 居宅サービス計画等利用者に関する記録は5年間保管する。
- (7) 利用者の住む地域の社会資源の情報を把握し連携をはかる。
- (8) 利用者の課題分析を行うためサービス事業所への個別サービス計画の提

出依頼を行う。

(9) 地域ケア会議等への協力を行う。

(記録の整備)

第7条 事業所はサービスにかかる記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(給付管理)

第8条 居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行い、サービス実績を確認したうえで、毎月の給付管理表を作成し、兵庫県国民健康保険連合会へ提出する。

(利用料、その他の費用)

第9条 指定居宅介護支援事業の提供に係る利用料は次のとおりとする。

- (1) 利用料は介護保険の告示上の額とし、重要事項説明書で示す。
- (2) 利用者の選定により通常の事業実施地域の境界を越えて指定居宅介護支援を行う場合は、事前に利用者に同意を得て、その境界を越えたところから利用者宅までの実費費用を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、旧豊岡市、豊岡市城崎町、豊岡市竹野町、豊岡市日高町、豊岡市出石町とする。

(衛生管理など)

第11条 事業所は、感染防止およびその蔓延防止を図るため、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害に備えて、対応する計画を作成し、防災管理者又は火器・消防についての責任者を定め、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回定期的に実施しなければならない。

(苦情処理)

第13条 事業所は、事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を記録して必要

な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書そのほかの物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは紹介に応じ、また、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して兵庫県国民健康保険連合会の指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 14 条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故の際にとった処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

- 第 15 条 従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけない。
- 2 事業所は、従業者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように秘密保持義務を雇用契約の内容とする誓約書を交わし、従業者の離職後もその効力を有する旨の誓約書を明記するものとする。
 - 3 事業所は、知り得た利用者又はその家族に関する個人情報は、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、利用者又はその家族の情報を使用する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(暴力団等の影響排除)

- 第 16 条 事業所は、その運営について暴力団の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

- 第 17 条 事業所は、その提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。又その評価の結果を公表するように努めなければならない。

(研修による計画的な人材育成)

第18条 事業所は、適切なサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、常にサービスの質の向上を目指し従業者の研修の機会を確保する。

- 2 前項の規定により研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことによりに従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備をする。
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
 - (6) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則) この規程は2005年2月1日から施行する。

「改 定」この規程は2006年4月1日をもって改定し施行する。

「改 定」この規程は2006年6月19日をもって改定し施行する。

「改 定」この規程は2011年12月1日をもって改定し施行する。

「改 定」この規程は2014年12月1日をもって改定し施行する。

「改 定」この規程は2018年9月1日をもって改定し施行する。

「改 定」この規程は2021年4月1日をもって改定し施行する。

